

産別最賃164,000円(4,000円アップ)

港湾年金15年の有期支給に向け協議で合意、妥結



全国港湾と港運同盟は、「一五年度労働条件改善に関する要求書」を提出、二月四日の第一回中央港湾団交を皮切りに六回の交渉を積み重ね、その間、実力行使を背景に、了承できる回答の促進を図った。その結果、四月九日の第六回団交で、仮協定書（案）を作成、文章を確認し、産別要求課題については大筋合意点に達した。その一方、ストライキ行動については単組交渉の賃上げの推移をみて決定する事を伝え、一五春闘中央団交は終結することとなった。

二月四日の第一回団交で、日港協は港運年金について、労使構成に、二月二十五日に第二回より検討機関を設け協議し、三月二十日、日港協の回答は、おおむね積極的な回答とは言いえず、組合側が満足するよう回答を内部で再検討することを強く求めて、三月二十日の第三回団交で日港協は、誠意ある回答を示せず、具体的前進は見られなかったこと、三月二十九日（日）始業時から二十四時間ストライキを通告した。三月二十五日開催の第四回団交で、日港協は港運年金について、労使構成に、四月二日開催した第五回団交で、組合側は、解決に向けて制度賃金と港運年金の改定に課題を絞って交渉を重ね、数回の休憩を挟んで交渉を続けたが、回答は、組合側はこの回答を受け、内部検討のため休憩に入った後、協定書の作成作業に入ったこととした。

三月二十日の第三回団交で日港協は、誠意ある回答を示せず、具体的前進は見られなかったこと、三月二十九日（日）始業時から二十四時間ストライキを通告した。三月二十五日開催の第四回団交で、日港協は港運年金について、労使構成に、四月二日開催した第五回団交で、組合側は、解決に向けて制度賃金と港運年金の改定に課題を絞って交渉を重ね、数回の休憩を挟んで交渉を続けたが、回答は、組合側はこの回答を受け、内部検討のため休憩に入った後、協定書の作成作業に入ったこととした。

仮協定書

一般社団法人日本港運協会（以下「日港協」という）と全国港湾労働組合連合会及び全日本港湾運輸労働組合同盟は、2015年度（平成27年度）の労働条件改善について、下記の通り協定する。

記

1. 港湾運送事業の健全な発展と雇用の安定化について

- (1) 認可料金制度の復活に向け、労使両者が実現出来るよう関係先に引き続き働きかけることとする。
- (2) 港運業界と密接不可分の関係事業が規制緩和や合理化等により、港運の業域・職域に影響を及ぼす事項については、都度労使政策委員会あるいは事前協議会において協議を行うこととする。
- (3) 民間港湾運営会社の港運への参入には反対すると共に港運産別労使のルールを徹底を図るよう努力する。
- (4) 三島川之江港の指定港化については、国土交通省及び当該地区関係者に対し、早期に実現するよう引き続き働きかける。

2. 産別賃金制度について

- (1) 産別最低賃金については、月額164,000円（日額7,130円）とする。
 なお、この賃金の適用地域（港）及び適用対象労働者等は、現行通りとする。
- (2) 現行のあるべき賃金、同基準賃金、同標準者賃金については「賃金・労働時間問題専門委員会」での継続協議事項とする。

3. 雇用・職域の確保並びに港湾労働秩序について

- (1) 港運労使は港運運送事業法及び港運労働法の存続が第一義であり、港運運送事業者の業域並びに港運労働の職域の確保・拡大の観点に立って、それぞれの法適用に当たり最大限活用するよう努力する。
- (2) 現行の事前協議制度の手続き及び適用面での課題について、中央事前協議会において協議する。
- (3) 関連専門の労働環境整備について改善に向け引き続き日港協整備部会と関係労働組合との協議を促進し、この過程で日港協として必要な支援等を行う。
- (4) 六大港における常用港湾労働者中心の港運労働体制の確立について引き続き指導しその徹底を図る。

4. 港湾労働者年金制度について

港湾労働者年金制度に係る受給資格者の支給期間については「離職後15年の有期支給」に向け労使政策委員会で協議する。

5. 港湾労働者の安全・衛生対策について

- (1) 石綿被災者の救済対策に国の関与を求めるため、四者協議を継続して行うこととし、その成果が得られるよう労使一体となって努力する。
- (2) 放射能汚染から港湾労働者の健康保持のため、現行の中古車等の放射線量検査に係る検査機関の検査実態について中央安全専門委員会においてチェックした上で然るべく対応する。

以上

仮覚書

一般社団法人日本港運協会と全国港湾労働組合連合会及び全日本港湾運輸労働組合同盟は、2015年（平成27年）4月9日付協定書第4項港湾労働者年金制度に関し、次の通り確認し覚書とする。

記

「離職後15年の有期支給」について労使政策委員会において成案に至った場合、その実施時期は2015年（平成27年）4月1日とする。

以上



安倍政権は本気で「戦争」のできる国づくりを目指している。そのため、まず手を付けたのは、集団的自衛権の行使容認。日本が武力攻撃を受けていないにもかかわらず、米軍など他国の戦争に参加できるというもの。専守防衛」という国是の大転換であり、既に昨年七月に閣議決定されている。そのとき安倍政権は、紛争国からの邦人救出や米国を攻撃するミサイルの撃ち落としなどの例を挙げて、集団的自衛権が必要と主張した。しかし、いずれも今の個別の自衛権で対処可能なケースばかり。専門家からは「国際情勢を無視した軍事オタクの発想」などと批判されている。▼政府に対して「戦争をしてはならない」と縛りかけた憲法九条について、政府自ら「戦争ができる」と解釈すること自体、おかしな話であり法治国家ではありえない行いだ。▼そして今、政府はこの集団的自衛権を各種法律に盛り込むための戦争立法作業に入っている。三月に自民・公明両党が法案化に向けてまとめた「合意」では、集団的自衛権にとどまらず「集団安全保障」への対応も可能としている。▼七十年間築き上げてきた「平和国家」というイメージと信頼は、大きく損なわれようとしている。